平成２５年（フ）第２０４０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿1452番地１プリーマ酒殿203号
債務者　河野　愛子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０４６号
福岡市博多区御供所町２番52―202号
債務者　梅崎千恵美
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０４７号
福岡市南区野多目１丁目12番13号
債務者　上村　慎一
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０５１号
福岡県朝倉市牛木72番地１サンパティークＫＡＺＵ　A202号
債務者　秋吉　慎也
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０５４号
福岡市東区千早５丁目２番25―402号
債務者　塚本　祐子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０５５号
福岡市南区柏原４丁目20番25―104号
債務者　木山　智孝
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０６２号
福岡市西区愛宕１丁目17番38―906号
債務者　諫山　雅博
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０９１号
福岡市早良区小田部５丁目５番19号
債務者　帆足　久幸
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０９６号
福岡県筑紫野市二日市北５丁目７番21号　アエラハウス陣尾203号
債務者　井上兼一郎
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１０３号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂１丁目18番21号
債務者　森本　誠二
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１０４号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂１丁目18番21号
債務者　森本　裕美
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４号
福岡市中央区渡辺通５丁目10番29―１号
債務者　市川　康夫
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６号
福岡県大野城市中央１丁目12番13号ハイルーフ白木原201号
債務者　宇田　光弘
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２０号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦３丁目５番22―102号ステラ花ヶ浦Ⅲ
債務者　岡本　達也
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２３号
福岡市南区桧原３丁目19番５―404号
債務者　平間　洋子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３４号
福岡県大野城市筒井４丁目20番１号白水コーポ201号
債務者　佐伯　憲章
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８号
大分市王子西町１番６号　王子ハイツ102
債務者　藏本さつき
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６９２号
仙台市泉区南光台１丁目53番25号　カスタードコートＳ105
債務者　瀬戸　仁美
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係